

感染防止強化のための新規設備投資を補助します！

茅野市では、市内中小企業者等が、業種別の感染拡大予防ガイドライン等に沿って、新型コロナウイルス感染防止対策に向けた新規設備投資に要した経費の一部を補助します。昨年度の第1弾の交付を受けた方も対象となります。

補助概要

第2弾

- 補助対象者** 市内に事業所等を有する中小企業者等であって、長野県が推奨する「新型コロナ対策推進宣言」や「茅野あんしん認証」等に参加をしている事業者
- 補助対象経費** 対象期間内に**実施した**下記事業が対象

①基本的な感染防止対策のための設備等の導入に要した費用	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場設置・修繕 ・アルコールディスペンサーの設置 ・フロアマーカ等、利用客への掲示物作成にかかる経費 等
②飛沫感染防止対策のための設備等の導入に要した費用	<ul style="list-style-type: none"> ・仕切り用アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション設置 ・フィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等の店舗内の改修にかかる経費 等
③接触防止対策のための設備等の導入に要した費用	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場の自動水栓化、トイレ蓋の自動開閉設備 ・ノータッチディスペンサー ・非接触式温度計、サーモグラフィカメラの購入に係る経費 等
④事業所内の換気機能等の向上に要した費用	<ul style="list-style-type: none"> ・給気口の増設、換気扇の点検・クリーニング ・換気用窓や網戸の取付け、扇風機・サーキュレーター ・二酸化炭素濃度測定器等 ・オゾン発生除菌器の購入に係る経費 等

※設備導入の補助金ですので、マスクや消毒アルコールなどの消耗品は対象外となります。

- 補助率** 補助対象経費の **2/3** 補助限度額は **10万円**

ちの観光まちづくり推進機構が認証する「茅野あんしん認証 EAT」を取得したものは補助対象経費の **10/10**

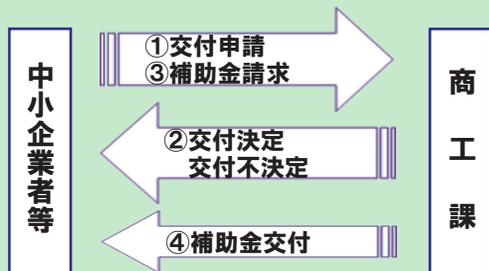
限度額

10万円
1回限り

- ・消費税は含まないこと。
- ・国等の類似の補助金との併用はできません。
- ・振込手数料等は対象外となります。

- 補助対象期間** 令和4年4月1日～12月31日

- 申請手続き** 申請締切 令和5年1月31日



※補助対象要件に該当しない場合は不交付となりますので、ご了承ください。

申請書類・報告書類

- ①交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②対象経費について支払った領収書もしくはレシートの写し（※領収書に消費税等の金額を明記してください。）
- ③取組み内容のわかる書類（設備導入等）の写真等
- ④新型コロナ対策推進宣言等に参加していることがわかる書類
- ⑤振込先口座の通帳の写し
- ⑥営業実績のわかる書類
- ⑦その他市長が認める書類 等

詳しくは、茅野市ホームページ（QRコードからアクセスできます）をご覧ください。下記窓口へご相談ください。

※茅野あんしん認証に関する問い合わせは、ちの観光まちづくり推進機構（TEL0266-78-7631）へお問い合わせください。

お問い合わせ

茅野市 産業経済部 商工課 ☎0266-72-2101（内線 432・433） FAX0266-72-4255

E-mail shoko@city.chino.lg.jp URL <https://www.city.chino.lg.jp>

